

平成 23 年 度

学 校 教 育 計 画

※ホームページ版（ 1 学校教育活動の方針 ）のみ掲載しています。

大 阪 府 立 三 島 高 等 学 校

目 次

1	学校教育活動の方針	2～4
	(1)学習指導の方針	2
	(2)特別活動の方針	2
	(3)道徳教育及び生徒指導の方針	2
	(4)進路指導の方針	2
	(5)人権尊重の教育の方針	2
	(6)健康管理と指導の方針	3
	(7)学校運営の方針	3
	(8)教員の研修方針・研修計画	3
2	校務分掌	5～12
	(1)校務分掌表	5
	(2)学年主任、ホームルーム担任一覧表	10
	(3)生徒会活動、部活動担当者（顧問）、部員数一覧表	10

1 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

1. 授業内容や課題を常に見直し、効果的な学習指導を行う。
2. 生徒に対し学習の具体的アドバイスを効果的に与え、学習効果の向上を実感させる。
3. 家庭学習を効率よく実施し出来るよう、課題を精選し、自学自習を目指す。
4. 年間行事を精選・整理するとともに補充学習を行うなど、授業日の確保に配慮する。
5. 遅れがちな生徒に対する補習を充実させるとともに、生徒の希望する進路に対応する教科の講習を実施し、進路希望にあった学力を保障する。

(2) 特別活動の方針

1. 学校行事や生徒会活動を通して、生徒自らの企画・運営能力を育成するとともに社会に参画する力を育成する。
2. ロング・ホームルームにおいては、クラスでの様々な取組みを通して人間関係をつくる力や社会性を育成するだけでなく、問題解決能力を育成する。

(3) 道徳教育及び生徒指導の方針

1. 生徒が、自分自身を大切にする、他者を思いやる、社会参画の意欲や態度を身に付けるなど、人間としてよりよく生きていく力を高めるよう指導する。そのため、様々な体験活動を行うことによって勤労や奉仕の尊さを自覚し、目的を達成した充実感や社会に役立った満足感などを感じさせる取組みを推進する。
2. 良心に基づき、積極的に行動する態度を育成するとともに、自主性・自律性を育成する。そのため、教育活動の中で、協力することの大切や喜び、目的を達成することの喜び、責任をもって役割を遂行することの大切さや大変さを感じさせる取組みを行う。
3. 生徒の基本的行動については、人間としての良心に基づき行動し、指導されるのではなく、自ら律するよう指導する。生徒の実態把握につとめ、特に長所良所の育成を優先する。しかし、問題行動に対しては、毅然とした態度で指導する。

(4) 進路指導の方針

1. 生徒が自己のあり方・将来の生き方について、自発的に考え発見できるよう、キャリア教育の観点も踏まえて指導する。
2. 生徒の進路実現のために、正確な情報収集と分析及び情報提供に努める。

(5) 人権尊重の教育の方針

1. 現代においてなお主要な課題である同和問題、在日外国人・障がい者等さまざまな人権問題について在学期間に計画的に学習する機会を設ける。
2. 人権尊重の精神を養うことを主眼とし、教職員の研修に努めるとともに、学校教育計画の中に体系的に位置づけていくため、人権教育推進委員会を中心に人権教育計画を学年別に作成し、そ

の実践に努める。

3. 各学年において、生徒の状況を客観的にとらえ、集団、個別の両面から学力充実等の基盤を作る。
4. 小中学校との連携をすすめ生徒の実態を把握して、人権教育計画を立案・実施する。

(6) 健康管理と指導の方針

1. 安全教育の徹底と環境整備、安全点検により教職員、生徒の危機管理体制を徹底する。
2. 疾病・異常の早期発見に伴い、保健室と一般教職員並びに保護者との連絡を密にし、循環器系疾患・腎疾患の生徒の健康管理を徹底する。
3. 教育相談室やカウンセラーを積極的に活用して、生徒自らが考えて自分らしく過ごせる学校生活を送れるよう援助し、不登校生徒の減少に努める。
4. 保健の推進によって健康管理を啓発し、生徒の健康管理の基本的姿勢を育成する。
5. 保健組織を確立し、その円滑な運営を図る。

(7) 学校運営の方針

1. 組織的な学校運営
 - ・連絡委員会を機能的に運営し、各分掌間の連携を強め、全教職員が学校運営に関心を持って業務遂行できるように努める。
 - ・全教職員の共通理解のもと教育目標が達成できるように、教科指導や生活指導等に取り組む。
 - ・問題事例に対しては、校内における連携を密にして対処する。また、家庭・地域社会・関係機関等との連携により、生徒の健全育成を効果的に行う。
 - ・授業力向上の方策として、公開授業や研究授業、生徒等の授業評価を積極的に実施し、教員の意識改革と指導力の向上を目指す。
 - ・生徒・保護者及び地域のニーズに応える特色ある学校づくりと結果説明責任を果たせる校務運営を推進する。
 - ・「学校協議会」と「学校教育自己診断」を関連させた「学校評価」を充実させ、学校運営の改善につなげる。
2. 施設設備の管理
 - ・余裕施設の積極的な活用に努める。
 - ・こまめに点検し、傷んできた設備については、計画的に補修する。
 - ・校内美化の観点及び教育的観点から、生徒が校内の美化に積極的に取り組む姿勢を育成する。
3. 教職員の健康管理
 - ・「大阪府立学校職員安全衛生管理規定」の周知を図るとともに、これに基づいた措置をとる。
 - ・健康診断を実施し、産業医等の意見を聞くとともに積極的に活用し、面接指導の機会を設ける。

(8) 教員の研修方針・研修計画

1. 教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
2. 人権教育推進に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修を実施する。

3. 学力充実対策委員会を中心に、研究授業及び教科内、さらに教科の枠を離れて授業に関する研究会を行う。
4. 毎週1回部会を開き、校務分掌上の諸事項についての研究を深め、教育課題の解決に向けた実践力を高める。
5. 各種研究会・研修に積極的に参加する。併せて分掌、教科において研究を深める。また、それらの研究成果に基づき、新教育課程について検討を進める。
6. 教育実践に密着した講演会を催し、全教職員の力量の向上を図る。